

議案第65号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年6月20日

三朝町長 吉田秀光

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表第1（第6条関係） （1）～（25） 略 （26） <u>犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55 年法律第36号）第19条に規定する証明</u> （27） 略	別表第1（第6条関係） （1）～（25） 略 （26） <u>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第19条に 規定する証明</u> （27） 略
別表第2（第6条関係） （1）～（18） 略 （19） <u>犯罪被害者等給付金の支給等による 犯罪被害者等の支援に関する法律第19条 に規定する証明</u> （20）～（22） 略	別表第2（第6条関係） （1）～（18） 略 （19） <u>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第19条に規定する証明</u> （20）～（22） 略

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。